

議案第19号

東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和7年11月27日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場一也

1 提案理由

出勤簿の押印を廃止とともに、出勤簿の作成及び保存を電磁的記録により行うことができることとするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和8年1月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

東広島市立学校職員服務規程（昭和 49 年東広島市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（出勤）

第 5 条 職員は、定められた時刻までに出勤しなければならない。

2 出勤の状況については、別記様式第 2 号による出勤簿により、整理を行うものとする。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条関係）

出勤簿

令和		年	年次有給休暇								
			区分	日	時間	分	区分	日	時間	分	
氏名				令和 年からの繰越日数				令和 年使用日数			
職員番号				令和 年分の日数				残余日数			
1日の勤務時間 (時間・分)			計				令和 年への繰越日数				

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

東広島市立学校職員服務規程（昭和49年東広島市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

新	旧
(定義) 第5条 職員は、定められた時刻までに <u>出勤</u> <u>しなければ</u> ならない。 <u>2 出勤の状況については、別記様式第2号による出勤簿により、整理を行うも</u> <u>のとする。</u>	(定義) 第5条 職員は、定められた時刻までに <u>出勤し、別記様式第2号による出勤簿に押</u> <u>印しなければ</u> ならない。

新

別紙様式第2号

出勤簿

会員		年		年会員特典					
		区分	日	時間	分	区分	日	時間	分
氏名		令和一年中の 会員登録日数				令和年 度会員登 録日数			
職員 番号		会員区分の 日 数				残余日数			
1日の勤務時間 (時間・分)		計				令和年への 被認定日数			

四

別紙様式第2号

出 動 編

令和 年 1~6月

新

四

出 勤 簿

その2

令和 年 7~12月